

令和7年度行財政改革取組方針

～ありたい姿を目指す未来志向の行財政改革～

創生推進本部長

本市の財政状況は、社会保障費の増加や物価高騰の影響等により予算規模が膨らみ、また将来的には経常収支比率の上昇も懸念されるなど、依然、厳しい状況が続くことが見込まれています。

こうした状況を踏まえ、令和7年度は、歳入・歳出両面から行財政改革を進めることとし、事務事業については、3年サンセット方式を基本に、必要性や効果等をエビデンスのもと検証・見直しを進めるとともに、使用料・手数料についても、近年の社会環境の変化や経済情勢等を踏まえ、適正な受益者負担となるよう見直しを積極的に進めていきます。

さらに、「持続可能な市役所への変革」未来志向型の挑戦として、本市が抱える、あるいは近い将来直面する中長期的な課題についても、検討を着実に進めていきます。

「限られた行政資源（ヒト、モノ、カネ）」で、持続可能な規律ある行財政運営を展開していくために、未来志向で、全庁・連携体制で改革に臨むこととします。

1 令和7年度の事務事業の見直しについて【※別添「フローチャート」参照】

(1) 各部等における見直しの検討

① 見直し対象事業

以下のいずれかの項目に該当する事業を選定し、必要性や効果、効率性等の視点から分析・評価を行い、廃止を含めた見直しを検討します。

ア 令和4年度に開始した事業（3年サンセット方式による見直し）

イ 行革推進課の選定事業

- ・ 予算規模や令和7年度当初予算査定時の協議等から選定した事業
- ・ 外部団体の運営に交付する補助金等を含む事業

ウ その他事業（各部提案）

- ・ スプリングレビューでの協議（事務事業見直し）を踏まえた事業
- ・ 「スクラップ・フォー・ビルド」の観点から廃止・縮小する事業
※令和8年度に新たに事業を開始するために、より効果の低い事業を廃止、見直し。
- ・ 直近3年間の事業費及び成果指標等の推移からみて、検討を要する事業
- ・ 県内他市や類似団体と比較して、著しく相違のある事業
- ・ 職員の働き方や職場マネジメント等の視点から最適化が求められる事業（業務）など

② 見直し方法

E B P Mの視点から、事業の必要性や効果、効率性等について、合理的根拠（データ等を用いたエビデンス）を基に検証を行います。この検証結果に基づき、令和8年度の取組の方向性を判定します。

(2) 見直しの検証

① 行革推進課による検証

見直し内容を検証するため、行革推進課によるヒアリングを行います。ヒアリングでは、E B P M及び行財政改革推進の観点から、業務プロセスやデータ利活用の状況等について協

議します。検証した事業については、以下のとおり整理します。

ア 検証済み事業：担当課見直し及びヒアリングで「見直し完了」とする事業

イ 協議継続事業：見直し内容について、以下②で協議を継続する事業

② オータムレビュー

協議継続事業((2) -①)の中から、見直し内容や事業規模等を勘案し、オータムレビューで今後の施策の方向性を協議する事業を「レビュー実施事業」として選定します。

レビューにおいて決定された方向性は、次年度の当初予算に反映させることとします。

なお、レビュー未実施の事業については、次年度の当初予算査定時に見直し内容を協議することとします。

③ 見直しの進捗管理

見直し内容の取組状況は、次年度予算への反映状況を含めて、行革推進課において進捗管理を行います。

〔スケジュール〕

5月20日(火)	・創生推進本部会議
5月21日(水)	・事務事業見直しシートの作成依頼 ・各部等で事務事業の見直しを検討
6月18日(水)	・事務事業見直しシートの提出
7月7日(月) 8月中旬	・見直し内容に対する担当課ヒアリング開始（～11日(金)） ・オータムレビュー対象事業を選定
10月下旬	・オータムレビュー
11月上旬	・予算編成開始

2 使用料・手数料の見直しについて

(1) 各部等における見直しの実施

① 見直し対象

すべての使用料・手数料を見直しの対象とします。

② 見直し方法

公共施設使用料は宇部市公共施設使用料の基準（平成26年10月）により検証した結果に基づき見直しを行います。それ以外の使用料についても、合理的根拠を基に検証し、見直しを行っていきます。

手数料については、手数料の対象となる役務のコストを算出し、現行の手数料水準の確認を行ったうえで見直しを行います。

(2) 見直しの検証

① 行革推進課、財産管理課による検証

見直し現状シートをベースに、行革推進課、財産管理課によるヒアリングを行います。

② 外部視点からの検証（行財政改善委員会）

令和8年度から改定を行うものについては、学識経験者や企業経営関係者、金融・法務関係者、市民等で構成された行財政改善委員会に改定についての意見を聴取することとします。

（8月上旬、10月上旬に行財政改善委員会を開催予定）

③ 常任委員会での報告

9月議会常任委員会で改定作業の進捗状況について報告することとします。

④ 12月議会で条例改正案上程

周知期間を設けるため、施行日は令和8年10月を基本とします。

3 市長方針「持続可能な市役所への変革」のための取り組みの推進について

(1) 各部等における取り組みの実施

主担当部主導で、主担当部及び連携部内の関係課と検討組織を構築してください。

検討組織のリーダーは、主担当部の次長職をもって充てることとし、メンバーは関係課の副課長職とします。

検討組織では、以下の内容をメンバーで共有し、取り組みを着実に進めてください。

なお、行革推進課も情報を共有し、取り組みの支援を行うこととします。

- ・取り組みによって実現したい「ありたい姿（アウトカム）」
- ・考えられるボトルネック
- ・取り組みの方向性
- ・各メンバーが担う役割
- ・中長期スケジュール
- ・令和7年度の各メンバーの具体的な取り組みとそのスケジュール

(2) 取組状況の進捗管理

取り組みの進捗状況を年2回程度（8月中旬、3月末）、行革推進課が取りまとめます。

また、オータムレビューにおいて、進捗の確認を行います。

4 アナログ規制の点検、見直しについて

(1) 各部等における取り組みの実施

① 見直し対象

条例、規則、規程にあるアナログ規制条項を対象とします。

令和7年度は、総務部所管の例規にあるアナログ規制を対象としますが、他部門が所管する例規に同様の規制がある場合は、同時に見直しを進めることとします。

令和8年度以降も順次見直しを進めていきます。

② 見直し方法

令和6年度に洗い出されたアナログ規制条項の点検を行い、業務プロセスの見直しやデジタル技術の活用・代替など、見直しの方向性を整理したうえで、見直しを実施します。

なお、推進部門（行革推進課、総務課、デジタル推進課）が支援及び検証を行います。

(2) スケジュール

6月～8月 主管課による見直し作業、推進部門による検証

9月～10月 条例改正案作成

12月議会 条例改正案上程